

NBC テロに関する国際義務の履行確保責任

－安保理決議1540を素材として－

萬 歳 寛 之

- 1 問題の所在
- 2 大量破壊兵器関連条約における輸出管理規制の問題点
- 3 大量破壊兵器の不拡散体制における安保理決議1540
- 4 結び

1 問題の所在

2001年9月11日の米国同時多発テロ以降、国際安全保障上の「脅威」は根本的に変化したといわれる。冷戦期を含む20世紀の脅威が大規模な国家間の対立を想定していたのに対し、同時多発テロ以降の新たな脅威は、イスラム過激派のような非国家主体（non-state actors）によるテロリズム¹にあるとされている²。

こうした「脅威」の変化を受けて、2006年2月に作成された米国の「4年ごとの国防政策見直し」（Quadrennial Defense Review）は、イラクとアフガニスタンに集中しているテロの脅威が世界的な規模に拡大する危険性を指摘し、対テロ戦争を冷戦並みの労力と時間を要する「長期戦争」（long war）と位置づけ、安全保障政策の転換の必要性にふれている。なかでも、テロリストなどの非国家主体が大量破壊兵器およびその開発能力³を取得してこれを使用した場合には破滅的な事態が起こりうるとし、テロリストへの大量破壊兵器の不拡散は各国が協力して取り組まなければならない喫緊の課題であると述べている⁴。

しかし、テロリストへの大量破壊兵器の不拡散に特化した条約は今のところ存在しない。そこで、2004年にこのような法の欠缺を埋めるために採択されたのが国連安全保障理事会決議1540である。テロリストによる大量破壊兵器の取得を目指す動きは、「核の闇市場」に代表されるように、通常の貿易活動を装って行われてきた。それゆえ、決議1540はこのような実態に鑑み、テロリストへの大量破壊兵器の不拡散を目的とした「輸出管理⁵」のための国内法整備を各国に義務づけている。輸出管理に関しては、これまでも核兵器関連資機材に関する原子力供給国グループ（以下、NSG）や生物・化学兵器関連資機材に関するオーストラリア・グループ（以下、AG）が各国の輸出管理政策の調整を行ってきたが、これらの活動は法的拘束力をもつ国際協力の形態ではなかった⁶。それゆえ、決議1540が輸出管理について拘束力を有する決定を行った意義は大きく、相当な効果をあげるものと期待されていた。しかしその一方で、決議1540の履行に関しては一貫した国内実施がなく、大量破壊兵器の拡散を防止するための欠缺を有効に埋めることができていないとの批判も存在する⁷。

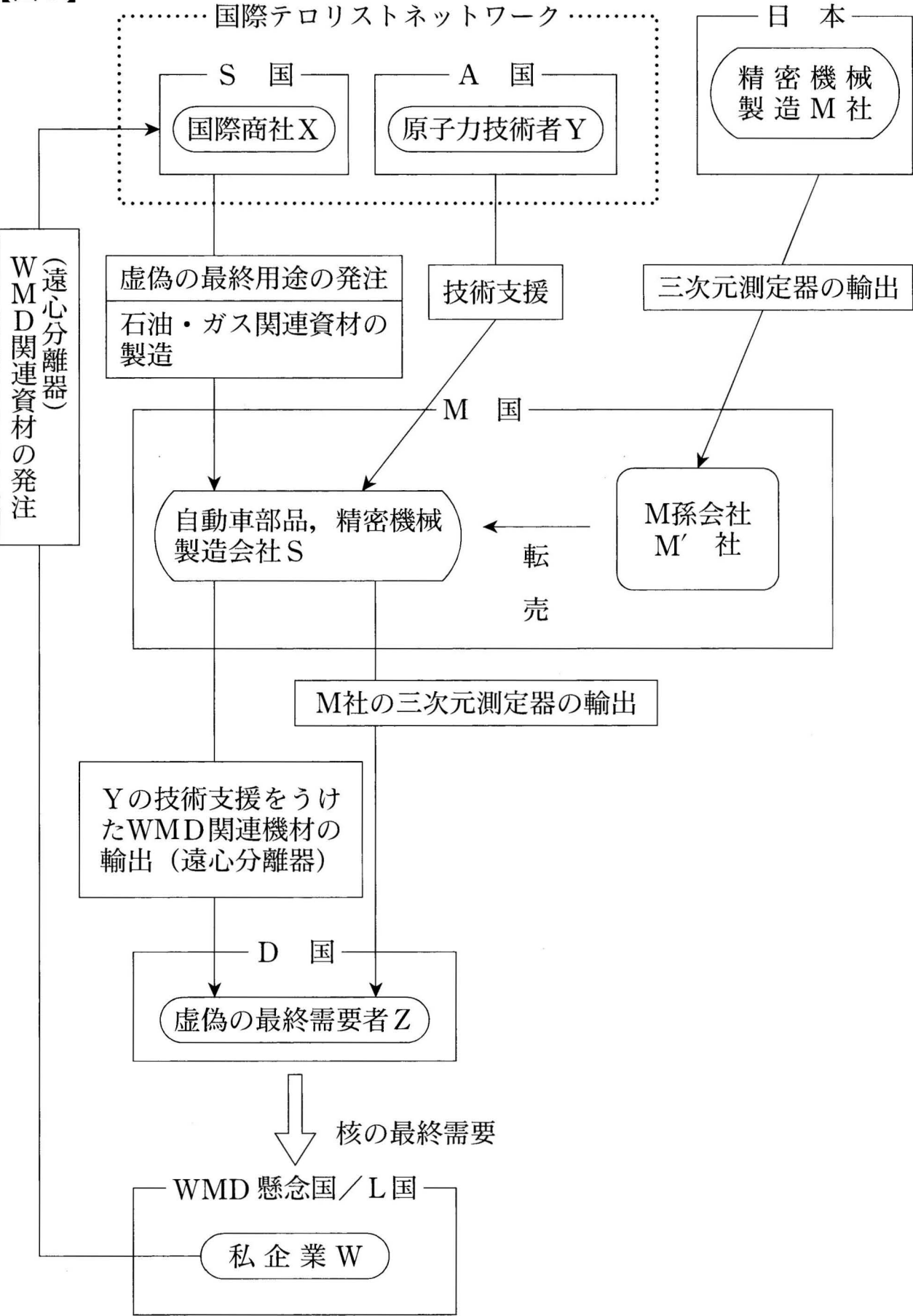
本稿では、安保理決議1540を素材として、国際安全保障上の新たな脅威に対応するために各国がどのように努力していくべきか、その方向性を検討していくことにする。その際、2では既存の大量破壊兵器の不拡散体制のテロリズムへの対応力とその問題点を検討し、3では、安保理決議の国内実施⁸に焦点をあて、安保理決議1540の履行確保制度の特徴を考察していきたいと思う。

2 大量破壊兵器関連条約における輸出管理規制の問題点

1 テロリストへの大量破壊兵器の拡散問題

(1) 大量破壊兵器の拡散の実態 2004年に国際原子力機関（以下、IAEA）がリビアで実施した査察によって、同国で未申告の遠心法ウラン濃縮装置が発見され、リビアによる核開発計画の存在が裏づけられることになった。リビアは核開発計画を単独でなしうる技術を有しておらず、「核の闇市場」を通じて核開発関連資機材と技術が供給されていたことが判明したの

【図 1】



である⁹。

リビアが遠心法ウラン濃縮装置を取得するための経路は図1にある通り大変複雑で、様々な国や企業を経由するため、一般企業が輸出許可申請の際に行う用途確認や需要者確認では到底見抜けないレベルの巧妙なネットワークが張り巡らされていた。それゆえ、各国の貿易管理当局や治安当局の相互協力のもとで収集した情報を速やかに開示したり、違反事例を摘発したりするなど、積極的な対応が求められることになる。

大量破壊兵器関連資機材の拡散は先進技術国であるわが国にとっても無関係ではない。リビアでのIAEAの査察により、遠心法ウラン濃縮装置とともに核開発に転用可能な三次元測定機が発見され、同測定機がわが国の精密機器メーカー「ミットヨ」製であることが判明し、警視庁公安部が外為法違反（無許可輸出）の容疑で捜査を進めていた。ミットヨは、シンガポールに設立した同社の子会社は無許可で三次元測定機を輸出した後、マレーシアに設立した孫会社へと再輸出を行い、かねてより疑惑のあったマレーシアの自動車部品・精密機械製造会社（SCOPE）に転売する方法をとっていた。そして、このSCOPEが核の闇市場を通じてリビアに遠心法ウラン濃縮装置や三次元測定機を輸出していたとされている¹⁰。このことから、わが国が資本輸出国として大量破壊兵器の不拡散に対して相応の責任を負うべきことがあらためて明確になったのである¹¹。

こうした事例は確かにリビアという国家への大量破壊兵器の拡散が問題となっているが、大量破壊兵器の取得の努力が私人間の貿易活動を通じて行われていることから、テロリストなどの非国家主体も同様の経路で取得を目指すものと考えられる¹²。また、サリンという化学兵器ではあったが、わが国のオウム真理教による松本・地下鉄両サリン事件からも明らかなように、一定の技術・施設・資材・原料等があれば非国家主体であっても大量破壊兵器の開発は可能と考えてよい¹³。それゆえ、通常の貿易活動を装ったテロリストによる大量破壊兵器の取得・開発が現実の「脅威」として認識されることになったのである¹⁴。

(2) わが国におけるテロの未然防止の問題点 リビアの事例を通じて明らかなのは、大量破壊兵器の最終需要者が直接輸出者に発注するのではな

く、発注から取得まで様々な企業や人が介在する複雑な迂回経路を通じて最終需要者に渡るシステムになっていることである¹⁵。それゆえ、取引の中間段階にいる企業が虚偽の最終用途・最終需要者の情報を与えられた場合、発注元が「外国ユーザーリスト¹⁶」等に記載されていないならば、本来の最終用途や最終需要者を見抜くことは極めて困難である。また、発注元に製品を引き渡した後に懸念国ないしテロリストに転売してしまった場合、製品輸出国としてはこれをとめる術はない。それゆえ、輸出管理制度が有効に機能するためには、テロ関連情報が重要な役割を果すことは疑いなく、海外の治安情報機関との情報交換や国内における不振動向の把握や潜在する違反事案の検挙等の諸活動により、テロリストの人定情報を最も知りうる立場にある警察からの的確な情報提供が鍵を握ることはいうまでもない¹⁷。しかし、わが国の国際テロ対策は、輸出管理制度と十分に関連づけて策定されているとはいえないのが現状である。

政府は国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部を設置し、2004年に「テロの未然防止に関する行動計画」（以下、「行動計画」）を決定した。これを受けて警察当局はテロ未然防止のための基本三原則を策定し、必要な組織改革を行うなどの対策を講じている。

基本三原則は、①テロを国内に入れない（水際対策の強化）、②拠点を作らせない（テロ情報の収集・分析およびテロリストの発見取り締まりの強化、テロ資金対策）、③テロを起こさせない（物質規制と警戒警備）の3点からなる。輸出管理は③と関連しうるが、警察では「NBC テロに使用されるおそれのある物質の不自然な取引等に関する情報収集に努めるとともに、これらの物質を管理する事業者等に対し、盗難防止対策についての指導等を行った」とされる¹⁸。

しかし、ここでの管理は、日本国内への輸入が主たる対象となっており、資本・技術の輸出国としての管理という発想が稀薄であることは否めない。たとえば、「行動計画」では、強化措置を講じた分野の1つにNBC テロ対策を挙げているものの¹⁹、貿易については輸入の際の水際対策に主眼がおかれ²⁰、日本の技術を用いた外国ないし外国を経由して日本を対象とする大量破壊兵器の開発・使用を未然に防止するための対応がほとんど含まれていな

い。しかし、このような「行動計画」における間隙は、「行動計画」を決定した段階での国際法の発展状況とも関係があり、ひとりわが国だけの問題ではない²¹。そこで以下では、大量破壊兵器関連条約と NSG や AG の輸出管理制度を検討することで、安保理決議1540以前の輸出管理に関する国際法の問題点を明らかにしていきたいと思う。

2 大量破壊兵器の不拡散に関する国際枠組み

通常の貿易経路を通じて大量破壊兵器の取得をはかるテロリストが基本的に私人であることに鑑みれば、大量破壊兵器関連条約が輸出管理と「最も直接的に関連しうるのは国内実施の側面である」といえる²²。そしてこの国内実施を補完するために、条約体制の外で、兵器や関連汎用品の供給サイドにたつ先進工業国が中心となって組織した NSG や AG などの輸出管理レジームが存在する。以下では、国内実施と輸出管理制度の関係を検討しながら、既存の国際枠組みの問題点について考察していくことにする。

(1) 核不拡散体制における輸出管理制度 核不拡散条約（以下、NPT）は国内実施に関する明文の規定を有していないが、江藤教授は、核兵器国と非核兵器国はいずれも NPT 上の義務を国内実施し、私人の活動も規制対象としなければならないとしている²³。

こうした国内実施義務を基礎として NPT は、輸出管理について第3条2項で、特定の原子力関連資機材を輸出する際には受領国において当該資機材に対する IAEA の保障措置の適用を条件とすべきことを規定している²⁴。しかし、NPT の保障措置と輸出管理制度では、湾岸戦争後に判明したイラクの核開発計画からも明らかなように、締約国の核開発計画すら防止することができなかった。そこで、このような欠陥を埋めるべく、1993年に保障措置の強化を目指した「93+2」計画では、締約国はその原子力活動の全体像をつかむために必要な核物質・特定の原子力関連設備・非核物質の輸出入に関する情報を IAEA に提供するという「ユニバーサル・レポーティング」を義務化することになったのである²⁵。

しかし、「93+2」計画によって NPT の検証措置と輸出管理制度が補強・改善されたとしても、その目的はあくまで非核兵器国による軍事転用の

防止にあり、私人による核兵器等の取得の防止ではない。つまり、前述したようにテロリストが通常の貿易経路を通じて大量破壊兵器を取得しようとしているのに対し、NPT の検証措置と輸出管理制度は、貿易活動を通じて国家が核兵器等を取得するのを探知し防止するための制度であるため、最終需要者とテロリストとの関係を考慮するための仕組みが用意されていないのである。このように、国内実施を通じて私人の貿易活動を規制するにしても、テロリストによる核開発の探知・防止は、本来国家間の核不拡散を目的とする NPT では有効に対処できない問題であるといえよう²⁶。

そこでテロリストによる核兵器等の取得の防止については、NPT の枠外で原子力資機材等の輸出管理を行っている NSG の活動が注目に値する。NSG は、元々国家間の核拡散の防止を目指して受領国や最終需要者の審査を中心とするガイドラインを作成していたが、2001年の米国同時多発テロを契機として、核テロへの転用に対しても十分に考慮すべきことを明確に規定した改定ガイドラインを作成した²⁷。それゆえ、テロリストに核が渡ることを阻止するために、最終需要者がこれまでテロリストと何らかの関係がなかったかなどの情報を収集し、また当該情報を各国で共有することの重要性が指摘されている²⁸。しかしながら、NSG の活動は、原子力技術をすでに有している国による技術移転の制限と技術格差の固定化を強化する可能性があるため、途上国や原子力技術の後発国にとっては容認しがたいものになっている²⁹。

(2) 生物・化学兵器の不拡散体制における輸出管理制度 生物毒素兵器廃棄条約（以下、BWC）は、軍縮条約で初めて国内実施を明文化した条約として注目されるが、生物兵器の不拡散に関する第3条は、生物剤・毒素・兵器等の移譲禁止や製造の援助禁止を一般的に規定するのみで、輸出管理に関する固有の制度を有していない³⁰。これに対し、CWC は、私人に対する刑事罰等の国内実施の範囲を明確にする一方で、実効的な国内実施を担保するために条約固有の機関として化学兵器禁止機関（以下、OPCW）を設置し³¹、輸出管理に関しては OPCW の検証措置（産業検証）の対象となる化学物質の区分にしたがった詳細な制度を検証附属書第6～8部に設けている³²。

検証附属書第6部は実戦使用された化学兵器と条約目的に「高度の危険」

をもたらす化学物質（表1剤）を対象とし、研究・医療等の目的に限り締約国への移譲（輸出）のみを認め（第3項）、移譲された化学物質の再移譲（再輸出）は禁止されている（第4項）。また他の締約国への移譲の30日以上前にOPCWに通報することが義務づけられている（第5項）。他方、条約目的に「相当の危険」をもたらす化学物質（表2剤）については、検証附属書第7部第31項で非締約国との移譲・受領（輸出入）を禁止され、条約目的に「危険」をもたらす化学物質（表3剤）については、検証附属書第8部第26項で非締約国への移譲の際には再移譲しないことや最終用途・使用者の証明書を要請すべきとされている。

このようにCWCは詳細な輸出管理制度を有しているが、この制度は締約国であるか否かによって、一定の化学物質の輸出入禁止を決めることになっている。それゆえ、輸出許可の際に最終用途や最終使用者のテロリストとの関わりを考慮に入れることは、国家単位で輸出管理措置を決定するCWCでは対応の難しい問題であるといえよう³³。

この点で、CWCの枠外で活動しているAGは、生物・化学兵器の不拡散の目的達成のために重要な役割を果たしているといえる。たとえば、OPCWの検証措置の対象となる化学物質は化学剤のみであり、また締約国と非締約国とで異なった扱いがなされているが、AGでは化学剤・生物剤とその関連資機材も対象とされ、BWCやCWCの間隙を埋めるかたちで、基本的にすべての国に輸出管理措置をとることになっている。そして、AGは、品目に着目した「リスト規制」だけでなく、最終用途に着目した「キャッチ・オール規制」にもとづく輸出管理も行っているため、テロとの関係が疑わしい最終用途や最終使用者への輸出を比較的容易に拒否できると思われる³⁴。

しかし、CWCとAGの相互補完的な輸出管理には高い評価がなされているが、NSGと同様、AGを通じた民生技術の管理は、先進国にとっては安全保障政策の一環である一方、途上国にとっては経済発展の阻害要因とみなされ、第三世界からの理解をえることが難しいとされている³⁵。

(3) 非国家主体への大量破壊兵器の不拡散に関する法の欠缺 以上の検討から、現在の大量破壊兵器の不拡散体制では「テロと大量破壊兵器との結

合」を有効に阻止できないといわざるをえない。既存の条約は、そもそも国家間の不拡散を念頭においた制度を採用しており、テロリストによる大量破壊兵器の取得と開発を探知し防止するためのメカニズムは存在していない。そして、このような欠缺を補完するかたちで、先進国を中心に組織された NSG と AG が活動してきたが、途上国からの賛同を得られていないのは如上の通りである。

このように輸出管理に関する国際枠組みの抱える課題は、①テロリストによる大量破壊兵器の取得と開発を探知し防止するためのメカニズムの構築、②輸出管理制度の普遍化という点に集約することができる。このような状況に鑑みれば、安全保障理事会が、国連加盟国に輸出管理を含めたテロ対策の国内法整備とその実施を義務づける決議1540を全会一致で採択し、輸出管理制度の普遍化を目指そうとしたことは、テロリストへの大量破壊兵器の不拡散を達成するうえで極めて重要な出来事であったと評価することができよう。以下では、決議1540が既存の輸出管理に関する国際枠組みの欠缺をどのように埋め、いかなるかたちでテロリストへの大量破壊兵器の不拡散という目的を達成しようとしているのか、その規則内容と履行確保のあり方について検討を加えていくことにする。

3 大量破壊兵器の不拡散体制における安保理決議1540

1 安保理決議1540の法構造

安保理決議1540は、非国家主体による大量破壊兵器の取得等が「国際の平和と安全に対する脅威を構成することを確認」し、大量破壊兵器の拡散を防止する「追加的な効果的措置」(additional effective measures)をとるために採択されたものである³⁶。

「追加的な効果的措置」とは、決議1540は NPT・CWC・BWC の権利義務と抵触するものではなく(第5項)、すべての国に対してこれらの多数国間条約の完全実施と参加促進を求めているなど(第8項)、既存の大量破壊兵器不拡散体制の一部を構成・補完するものという意味である。そして、既存の不拡散体制の「追加的な」措置という意味では、第3項に規定されている大

量破壊兵器の拡散防止のための国内管理（計量管理・物理的防護・国境取締・輸出管理などを含む）を「確立するための効果的な措置を採用し実施する」義務を課している点が注目される。なかでも、従来 NSG や AG といった限定的メンバーによる国内法上の措置しかとられていなかったものを、安保理決議を通じて「実施」までも義務づけていることは、普遍的な輸出管理制度の構築のための法的基盤をなすものとして評価することができる³⁷。

また、「効果的」措置という意味では、決議1540は第4項で、国内実施の実効性を担保するべく「決議の実施のためにとった又はとろうとする措置」に関する報告を加盟国に求め、この報告の提出を受ける1540委員会（1540 Committee）を安保理の補助機関として設置した³⁸。そして、第7項で、決議の実施にあたって「法令上の基盤、実施の経験、資源」を欠いている国に対する支援・援助を定め、履行能力の構築（capacity-building）という観点も導入している³⁹。

このように決議1540は、テロリストに対する大量破壊兵器の拡散を防止するために種々の国内管理措置を国家に義務づけ、報告と援助を履行確保制度のなかに組み込むことによって、継続的なかたちで決議の目的を達成する動態的な過程を採用している。しかし、国内実施に関する報告書の提出は、全加盟国192カ国のうち137カ国と1国際機関（EU）にとどまっており、提出済みの報告書も提出期限を大幅に遅れたものや数行しか書かれていないものも多く、実際の履行面では大きな問題を抱えている⁴⁰。たとえば、ドバイのように多くの貨物が行き交う重要な港湾を有しかつ以前はリビアとの関係で核兵器関連資機材の中継港として利用されたアラブ首長国連邦は報告書を提出したものの、加盟している条約と関連国内法令の名前を列挙するのみで具体的な措置については触れていない⁴¹。また、マレーシアも、輸出管理法令を欠いていたためにリビアへの核兵器関連資機材の供給地点として利用されたにもかかわらず、経済権益の毀損を懸念して決議1540に対して非協力的態度をとり、第7項にもとづく「援助を必要としない」と報告書で述べている⁴²。

このように、主権平等にもとづく交渉という過程を通じて合意に至る条約とは異なり、安保理がトップダウンの形式で加盟国に義務を課す場合、決議

で新たに課せられることになった義務を当初から履行する政治的意思のない国家に対して、如何に対処していくかが重要な課題となってくるのである。また、決議の履行意思はあっても、トップダウンの形式で突然降ってきた決議の義務をどのように履行すればよいのか、実施のための国内体制を十分に整えることのできない国家も存在する⁴³。

決議1540は、非国家主体に対する措置を国家に義務づけるという点で、完全な国内実施がその実効性の中核にあるとあってよい。それゆえ、完全な国内実施を確保することの重要性はいうまでもないが、決議の義務を「いずれの国家がどの程度履行を確保する」必要があるのか⁴⁴、この点の基準が明確にならなければ実効性の有無を判断するための前提を欠くことになる。次節では、輸出管理の国内実施に焦点を絞り、決議1540の履行確保責任の内容とその問題点について検討していくことにする。

2 安保理決議1540における輸出管理制度

(1) 輸出管理義務の概要 安保理決議1540において具体的に輸出管理義務を課しているのは、第3項(c)と(d)である。第3項(c)は不正取引と不正仲介の探知・抑止・防止・対処を定め、第3項(d)は、輸出・通過・積換・再輸出の管理、資金供与の管理、拡散に関する輸出・積換への資金と役務の提供の管理、最終需要者の管理を規定している。これらは、輸出元の国に管理責任を課す輸出管理制度を越えて、貿易全体に関わる「貿易管理」義務を加盟国に課すものと解釈される。こうした措置は、多くの国にとって馴染みがなく新規のものであるが、NSGやAGといった輸出管理レジームに参加してきた国にとっても従来の輸出管理措置の範囲を越える、きわめて広範なものになっており、各国はあらためて自国の輸出・貿易管理制度の見直しをはからなければならないとなったのである⁴⁵。

たとえば、わが国においても、第3項(c)の不正仲介や第3項(d)の通過・積換・寄港について新たな対応を必要とされている。罰則の一部強化も含めて、決議1540の履行のための新しい措置が2007年5月から施行されているが、とくに通過に関しては国連海洋法条約の「無害通航権」との関係、積換・寄港に関しては外為法上の「輸出」や「輸入」の条件との整合性などが

問題になっている。こうした問題の解決にあたって、国際安全保障上の要請だけでなく、わが国企業の国際的活動を不当に阻害しないという経済的要請も勘案して、政府全体でどのように取り組んでいくべきか、わが国の安全保障貿易管理のあり方が問われてくることになる⁴⁶。

(2) 安保理決議1540の国内実施 このように、わが国も決議1540を履行するにあたって、一定の問題を抱えていることになる。わが国の安全保障貿易管理制度は世界的に高い評価を得てきたことに鑑みれば⁴⁷、他の国も決議1540の国内実施にあたり困難な問題に直面しているものと思われる。

テロリストが大量破壊兵器を取得しようとする場合、盗取・強奪ではなく、通常の貿易経路を通じて取得しようとすることは前述した。こうした実態を踏まえた場合、大量破壊兵器およびその開発技術の流出の危険性のある国と大量の物資が行き交う貿易の拠点をもっている国がテロリストへの大量破壊兵器の拡散のリスクを内包した国ということができる。このように考えると、拡散のリスクを抱えている国とそうでない国に分かれ、安保理決議1540の目的達成にとっては、前者、すなわち拡散のリスクを抱えている国を優先的に監視する必要がある⁴⁸。

このような実態に鑑み、クレイルは拡散のリスクにもとづいたアプローチ(risk-based approach)を提唱し、決議1540の優先的履行確保主体を特定する基準として「大量破壊兵器の開発能力」と「兵器・資材の所在」をあげ、この2つの基準にしたがって、①大量破壊兵器の開発に関わる施設を有するなど開発能力のある国、すなわち「主たる原因国」(Primary Origin State)と②大量破壊兵器とその関連資機材の輸送地点に使用される国、すなわち「通過国」(Transit State)⁴⁹に分類する。そして、この分類に従って履行確保責任の程度を分け、主たる原因国は輸出管理上の輸出国として第一次的な責任を負い、通過国は輸出国の不完全な措置を補充する第二次的な責任を負うとしている⁵⁰。

このように考えると、大量破壊兵器の拡散を防止するためには、国家を一律平等に扱ってもあまり意味はなく、大量破壊兵器の開発能力や輸送地点という観点から現実的に対応することが重要になってくる。それゆえ、「領域」「管轄」「管理」という国家の規制権を媒介として、締約国に等しく履行実施

義務を課す従来の大量破壊兵器関連条約とは異なり、決議1540の場合は、大量破壊兵器の開発能力や輸送地点の観点から各国の事情に応じた履行確保責任を考えていく必要が出てくるのである。それゆえ、クレイルの指摘する大量破壊兵器の拡散の「リスク」という基準は極めて重要な示唆を含むものといえよう。

しかし、このような議論は政治的に可能であったとしても、拡散のリスクにしたがって各国の履行確保責任に差異を設けることが法律上直ちに正当化されるとはいえない。この点について決議1540が直接解釈上の指針となる文言を定めていない以上、決議1540上の履行確保責任の内容を特定するにあたって、拡散のリスクという基準を実定法の解釈基準として採用しうるものであるか否かは、決議1540が想定する履行確保制度との関係で明らかにしていく必要があるといえるのである。

3 安保理決議1540の履行確保責任

現在、国際法規範のもつ目的・内容・価値を現実化する方法・過程という意味での「国際法実現プロセス」は多様化しているといわれるが、伝統的にこのプロセスの中核を担ってきたのは、国際義務の違反に対する国家責任の追及であった⁵¹。しかし、大量破壊兵器関連条約では条約義務の違反・不遵守に対して、国家責任の追及というよりも、IAEA や OPCW といった国際機関を通じた集団的対応措置を採用してきた⁵²。安保理決議1540は、このような多元化した国際法実現プロセスのなかで、どのような制度を通じて実効的な履行確保を達成しようとしているのか、以下ではこの点を検討していくことにする。

(1) 安保理決議1540の履行確保における国家責任法の限界 決議1540において、国連憲章第25条にもとづき法的拘束力を有する主な「決定」は第1－3項の規定であるが、「決定」は原則として全加盟国が実施の義務を負うため（憲章第48条1項）、安保理の許可のない決議の不履行は国家責任を生じさせ、賠償等の責任の内容は安保理により判断されることになる。この点についてゴーランド・デバスはまず、一般に安保理決議には自動執行性がなく、決議の実施にあたっては国内立法が必要であることを認める。しかし、

国内的事情の如何を問わず決議の国内実施がなされない場合には、加盟国は国際平面で国家責任を負うことになり、この「責任」こそが決議の実施そのものの誘引措置になっていたとしている。つまり、憲章第24条1項の「迅速かつ有効な（effective）活動」という安保理の措置の実効性を確保するためにも、国家責任法による担保が必要と考えられていたのである⁵³。

しかし、決議1540の場合、大量破壊兵器の不拡散という「結果」ではなく、不拡散という目的を達成するために国内法を制定し執行するという「手段・方法」の義務のみを課しているため、仮に大量破壊兵器の拡散が発生してしまった場合でも、青木教授が述べる通り、「決議第1－3項の義務の回避・懈怠と拡散という結果との因果関係の特定は困難であり、またその事実から決議1540に基づいて制裁を加えることは文言上困難」ということになるのである⁵⁴。それゆえ、輸出管理義務の懈怠にもとづく責任の内容は、必要な国内法を制定していない状態が義務違反とみなされ、継続的な違法状態の「中止」（cessation）ないしは合法な状態を回復するための「原状回復」（restitution）の義務が国家責任法上発生するとして、必要な国内法を制定していない状態を改善する、つまりは必要な国内法を制定することにとどまるものと思われる⁵⁵。

決議1540は輸出管理について「適切で効果的な管理」（appropriate effective controls）を行うよう国家に義務づけているが、決議の実効性を担保するための「適切な」国内措置を一義的に定式化することは困難である。国内措置の適切性は、国家によって異なりうるものであり、どの程度の実施を行えば合法性を確保できるのか、解釈上問題が生じる。

大量破壊兵器関連条約は、国家の規制権を媒介として領域国・管轄国・管理国が条約義務を履行すべき範囲を特定していた。決議1540の場合は、クレイルの見解に従えば、拡散のリスクを媒介として「主たる原因国」と「通過国」が、それぞれ「適切な」措置を講じることになる。しかし、決議1540自体が完全な実施のためには長期間の努力を必要とする態度をとっており、決議が出された時点で適切な措置であっても後に不適切となりうる可能性があるため、決議1540に従った国内法令の「更新」（update）の必要性も指摘されている⁵⁶。それゆえ、決議1540の実施義務は、ある特定の時点を区切って

国内実施の合法性を判断することが極めて困難な動態的過程のなかで実現されるものといえるのである。

大量破壊兵器関連条約も、一般国際法上はその違反に対して国家責任法が適用されると考えられてきたが⁵⁷、現実の実行上は IAEA や OPCW などの国際機関を通じた集団的対応がなされてきた⁵⁸。一般国際法のもとでは、大量破壊兵器関連条約を含む軍縮条約の場合、違反国の武装化から生ずるのは、単なる損害ではなく、個々の国家の安全保障上の脅威であるとされ⁵⁹、条約の違反事例を各国の安全保障問題として個別的な処理にゆだねる考え方がとられてきた。しかし実際には、大量破壊兵器関連条約の違反事案に対しては、一国の第一次規則の違反によって発生する第二次規則上の新しい法律関係を定める国家責任法ではなく、これまでの法律関係の延長上で条約の履行確保がはかられてきたのである。

このように現在では、国家責任法とは異なる、履行確保のための新たな新しいメカニズムが考えられており、その一部を体現しているのが決議1540なのである。したがって、決議1540の履行確保責任の主体や内容を国家責任法の観点から特定することは困難であり、拡散のリスクという基準の妥当性は、決議1540固有の履行確保制度によって判断されることになるのである。

(2) 安保理決議1540の履行確保制度の問題点 決議1540に固有の履行確保の手段は、報告および追加報告の要請と他国への援助要請という極めて限定的なものになっている。また、決議の履行確保のために設置された1540委員会には、国家による決議の遵守 (compliance) の有無を認定する権限はなく⁶⁰、2006年に安保理に提出した報告書も、各国の決議の実施状況と問題点を指摘するにとどまっている⁶¹。その結果、報告書中にある決議の実施状況も、最終使用者の管理やキャッチ・オール規制などの措置をとっている国の数をあげるのみで、各国の遵守状況の判断は含まれていない⁶²。

このように限定的な履行確保制度にとどまっているのは、なかでも安保理の機能の拡大・変化と関係しているように思われる。安保理が、ある特定の事態を国際の平和と安全に対する脅威と認定し憲章第7章の問題として扱う場合、経済制裁を含む非軍事的措置の決定を行うことなどが、安保理の中核的な役割であると考えられてきた。このような考え方のもとで、安保理は

「執行者」(enforcer)としての役割を担い、平和に対する脅威や違法な事態に対して制裁を発動する執行権限(enforcement authority)を行使してきたのである⁶³。そして、国家責任の追及は安保理による執行権限の一部を構成していたのである⁶⁴。

これに対し、決議1540は、大量破壊兵器の拡散を国際の平和と安全に対する脅威と認定して憲章第7章の事項として扱っているものの、現に発生した特定の事態ではなく、一般的な事態を対象としており、その内容も、将来にわたって国家が継続的に遵守していかなければならない拘束力ある規則を「立法」した形式をとっている⁶⁵。そして、このような立法権限が安保理に存在するか否かが決議1540の起草過程でも問題となった。それゆえ、決議の内容が国際社会に定着する性格のものとなるためにも慎重な政治的プロセスが踏まれ⁶⁶、形式上憲章第25条にもとづき安保理の決定には拘束力があるといっても、脆弱な基礎のうえに構築された法制度であることは否めない。

このような事情を背景として、決議の内容自体はトップダウン方式で決定したとしても、決議の遵守を確保するために、安保理は自らが履行の動機づけや援助をおこなっていかなければならず、履行の「促進者」(facilitator)としての役割を新たに担う必要が出てきたのである⁶⁷。したがって、安保理の立法権限を仮に認めたとしても、その範囲は履行確保制度と密接に関連し、決議の履行の促進者として情報提供・専門技術者の派遣・財政的支援など安保理が現実的に援助できる範囲にとどまることになると思われる⁶⁸。それゆえ、決議1540は、限定的ながらも履行能力の構築を重視し、その結果、1540委員会も、報告書の提出すら出来なかった地域(アフリカ・カリブ海諸国・南太平洋諸国)に着目して、これらの地域に対する援助の重要性を強調するにとどまることになったのである⁶⁹。

このような1540委員会の姿勢は、決議の実効性は「大量破壊兵器およびその運搬手段と関わりをもつ潜在的可能性を有しているか否かにかかわらず、すべての国が、決議に規定された条件を十全に実施し、こうした目的をもって相互に緊密に協力する場合にのみ」達成されるという認識にもとづいている⁷⁰。これは、大量破壊兵器の拡散のリスクにもとづいて優先的に監視すべき国を特定しているクレイルとは全く異なる見解といえる。

この両者の対立は、実効的な履行確保措置の必要性の認識と当該措置の各個別国家による現実的な受諾可能性という厳しい緊張関係⁷¹のなかで、どの要素（履行能力の構築か拡散のリスクか）を重視した制度設計をすべきか、決議の目的達成の手段・方法に関する見解の相違に起因する。現段階では、安保理および1540委員会は、拡散のリスクにもとづいた優先的履行監視ではなく、履行能力の構築を重視する姿勢をとっている。しかしその結果として、リスク懸念国でなおかつ履行意思の欠如している国家への対応に関しては依然として問題を残したままということは否めず⁷²、今後こうした事態への対応が可能になるためには、新たな履行確保措置について各国の受諾可能性が高まるようなかたちで、1540委員会の活動が国際社会に受け入れられていく必要があるといえるであろう⁷³。

4 結び

これまでの検討から、大量破壊兵器関連条約は国家間の拡散防止を目的としており、テロリストに対する拡散防止については法が欠缺していることがわかった。通常の貿易経路を通じてテロリストが大量破壊兵器の取得を試みていることから、テロリストへの大量破壊兵器の拡散を防止するためには普遍的な輸出管理制度を構築していくことが有効な対策であるといえる。その意味で、決議1540が輸出管理に関する国内法の制定と執行を義務づけたことは、輸出管理制度の普遍化に寄与し、既存の法の欠缺を埋めることに一定程度成功したと評価することができる。しかし、テロリストによる大量破壊兵器の取得を探知・防止するメカニズムに関しては、各国からの報告を通じて制度の「穴」となりうる国家を確認することができても、決議の違反や不遵守を検証するための仕組みが存在していないため、結果として、国家の履行確保責任の内容も不明確なものになってしまっている。

たとえば、日本の通過や積換に関する取組みは、決議1540の完全な国内実施とはいえない部分もあるが、他方で必ずしも義務違反の状態にあるわけでもない。このような決議の履行状態を実効性の観点から批判してみても、何ゆえ日本が今以上の履行を行わなければならないのか、この点に関する法理

論上の説明は困難である。

これは、主権国家間の水平的平等を基礎に国家の国際法の履行の意思と能力を前提にして理論構築してきた国際法学が、新たに国家の意思と能力の構築にまで踏み込まなければならないという、大きな理論枠組みの転換の必要性に迫られていることを示している。本稿では、決議1540を1つの素材として、国際の平和と安全の維持に関して主要な責任を有している安保理が、従来型の国家責任法アプローチにもとづく法の「執行者」としての役割だけでなく、法規則の「立法者」や履行の「促進者」としての新たな役割をも担うようになってきており、こうした新しい動向に見合った理論枠組みを検討していく必要性を指摘した。

この安保理の権限の拡大・変化によって、形式上は拘束力を有する規定であったとしても、決議1540上の義務は、即時的な結果のでない長期的かつ動態的な過程のもとで実現すべきものとされたため⁷⁴、義務違反の認定がそもそも困難な性格のものとなっており、国家責任法アプローチのもとで発展してきた義務の履行範囲や履行確保主体の特定基準を欠く結果になっている。また、1540委員会も決議の遵守の判断権を欠いているため、何が決議の適切な履行であるのかが不明確な状態にとどまっている。それゆえ、国家責任法アプローチの限界を認識しつつも、決議1540の履行確保制度が、今後どのようなかたちで国際社会に定着していくのか（あるいは定着していかないのか）、1540委員会の活動と国際社会の受け入れの程度に注目していく必要があるといえるであろう。

[付記：本稿は、2007年11月24日の WIPSS での報告と質疑をもとにして執筆したものである。]

- 1 テロリズムの用語について国際法上一般的に合意されている定義は存在しない。国連総会において「特別委員会」を設置して包括的テロ防止条約案を審議中であるが、犯罪行為の定義と軍隊構成員に対する管轄権をめぐる見解が対立し成案をえていない。国際法学会[編]『国際関係法辞典〔第2版〕』635頁（「テロリズム」の項、西井正弘担当）（三省堂、2005年）。他方、警察庁組織令第38条4項によれば、テロリズムとは「広く恐怖又は不安を抱かせることによりその目的を達成することを意図して行われる政治上その他の主義主張に基づく暴力主義的破壊活動をいう」とされ、国際テ

ロリズムとは第40条で「外国人又はその活動の本拠が外国に在る日本人によるテロリズム」と定義されている。講学上は、テロリズムを厳格に定義せず、動機の如何に関わらず国家の安全保障や市民の生命等に対して恐怖を抱かせるような暴力的行為一般を指す傾向があり、また、テロリズムの国際性についても、犯人の国籍や根拠地だけでなく、テロ行為の容疑者・行為地・被害者・対象国などが複数にまたがることを基準にしている。T. Marauhn, "Terrorism", in R. Bernhardt (ed.), *Encyclopedia of Public International Law*, Vol. 4 (2000), p. 849. 本稿においても、基本的に講学上の一般的な用語法にしたがって検討を進めていく。

- 2 2002年の「ブッシュ・ドクトリン」によれば、先制攻撃した国家に対して大量報復で反撃する戦略で相手の行動を抑える抑止は、「守るべき国も国民ももたない影のようなテロリスト・ネットワーク」には無意味であり、新たな脅威に適合する軍事力の再編を提唱している。"President Bush Delivers Graduation Speech at West Point", cited from <http://www.whitehouse.gov/news/releases/2002/06/20020601-3.html>.
- 3 本稿では表現の煩雑さを避けるために、以下では「大量破壊兵器およびその開発能力」という表現を、とくに問題とならないかぎり、単に「大量破壊兵器」とする。なお、大量破壊兵器とは一般に、ABC兵器、すなわち原子力 (Atomic)、生物 (Biological)、化学 (Chemical) 兵器のことを意味する。国際法学会 [編]『前掲書』(注1) 583-584頁 (「大量破壊兵器」の項、杉島正秋担当・「大量破壊兵器の拡散」の項、納家政嗣担当)。「海洋航行の安全に対する不法な行為の防止に関する条約」の2005年改正議定書第2条では BCN 兵器の語が用いられ、生物兵器、化学兵器、そして核兵器および核爆発装置 (Nuclear Weapons and Nuclear Explosive Devices) を指すとされている。しかし、講学上は NBC 兵器の方が頻繁に使用されており、本稿でも NBC 兵器の語を用いていくことにする。
- 4 *Quadrennial Defense Review Report*, February 6, 2006, pp. 1, 32-33, cited from <http://www.defenselink.mil/qdr/report/Report20060203.pdf>. また、2007年のハイリゲンダム・サミットにおける首脳声明を参照。"G8 Summit Statement on Counter Terrorism-Security in the Era of Globalization", para. 7, cited from http://www.g-8.de/Content/EN/Artikel/_g8-summit/anlagen/ct-statement-final, templateId = raw, property = publicationFile.pdf/ct-statement-final.
- 5 輸出管理とは、兵器に使用される技術や関連部品などの輸出を懸念国や懸念グループに対して管理することにより、兵器を研究、開発、生産する際の障害を高くし、その拡散を防ごうとする手段とされる。村山裕三「輸出管理の役割と課題」浅田正彦編『兵器の拡散防止と輸出管理—制度と実践—』(有信堂, 2004年) 6頁。なお、経済産業省では「安全保障貿易管理」の語が用いられている。それは、まず管理の目的が安全保障に関わるものであること、次に管理の対象が貿易全体、すなわち、自国からの輸出だけでなくその後の行き先も考慮し、科学者や技術者の交流を含む技術移転にまで拡げて考える必要があるためである。鈴木達治郎・田所昌幸・城山英明・青木節

- 子・久住涼子「日本の安全保障貿易管理－その実践と課題－」『国際安全保障』第32巻2号（2004年）2-3頁。本稿も、貿易全体の過程を検討の対象とし、技術の移転等も考察から排除するものではないが、講学上は一般に、輸出管理の語を安全保障貿易管理の趣旨を表わす広い意味で用いているので、本稿でも「輸出管理」を広義の意味で用いていくことにする。
- 6 外務省軍縮不拡散・科学部編『日本の軍縮・不拡散外交〔第4版〕』（2008年）118頁。
 - 7 P. Crail, “Implementing UN Security Council Resolution 1540 : A Risk Based Approach”, *Nonproliferation Review*, Vol. 13, No. 2 (2006), p. 356.
 - 8 日本との関係においてであるが、安保理決議の国内実施措置のあり方を、決定・要請・自発的協力の3段階に分類して検討するものとして、森川幸一「国連安全保障理事会決議への日本の対応」『ジュリスト』第1232号（2002年）53頁。
 - 9 M. Richard, “Beyond Iraq : The New Challenges to the Nuclear Non Proliferation Regime”, in R. Avenhaus, N. Kyriakopoulos, M. Richard and G. Stein (eds.), *Verifying Treaty Compliance : Limiting Weapons of Mass Destruction and Monitoring Kyoto Protocol Provisions* (2006), pp. 277-278.
 - 10 読売新聞，2006年8月27日夕刊。詳細については、吉田文彦編・朝日新聞特別取材班『核を追う－テロと闇市場に揺れる世界』（朝日新聞社，2005年）25-29頁。
 - 11 村山裕三「軍民両用技術の管理と日本の役割」黒澤満編『大量破壊兵器の軍縮論』（信山社，2004年）279-300頁。
 - 12 White House, *The National Security Strategy of the United States of America* (2002), p. 14, cited from <http://www.whitehouse.gov/nsc/nss.pdf>.
 - 13 J. S. Nye, *Understanding International Conflicts : An Introduction to Theory and History* (5th ed., 2005), p. 146, 253-254. ジョセフ・S・ナイ・ジュニア（田中明彦・村田晃嗣訳）『国際紛争－理論と歴史〔原書第5版〕』（有斐閣，2005年）180, 311頁。
 - 14 G. Cameron, “Multi-track Microproliferation : Lessons from Aum Shinrikyo and Al Qaida”, *Studies in Conflict and Terrorism*, Vol. 22, Issue 4 (1999), pp. 277-309.
 - 15 図1 参照。
 - 16 2008年の外国ユーザーリストには、イスラエル（2社）、イラン（68社）、インド（26社）、北朝鮮（73社）、シリア（8社）、台湾（1社）、中国（17社）、パキスタン（26社）、アフガニスタン（1社）、アフガニスタン・パキスタン（1社）の223社が掲載されている。<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/index.html>.
 - 17 たとえば、大畠正洋「我が国の警察における国際テロ対策について」『警察学論集』第59巻12号（2006年）63頁。
 - 18 同上，61-65頁。
 - 19 国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部『テロの未然防止に関する行動計画』

- (2004年) 16頁。 http://www.fdma.go.jp/html/intro/form/pdf/kokumin_041224_sanko2.pdf.
- 20 阿久津正好「我が国において関係行政機関及び事業者等が講ずるテロ対策に資する措置等について」『警察学論集』第59巻11号(2006年) 65-66頁。
- 21 テロ資金対策については、安保理決議1373(2001年)の履行が『行動計画』のなかでも明確に位置づけられ、すでに法整備等の対策を講じた分野の1つに挙げられている。国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部『前掲資料』(注19), 10, 18頁。これに対して、輸出管理に関する安保理決議1540(2004年4月)は『行動計画』(2004年12月)と同年に出されたものであり、今後どのようなかたちで輸出管理をテロの未然防止のための手段として政府内で位置づけていくかは、各官庁の連携を含めて検討を進めていくべき課題であろう。
- 22 浅田正彦「安保理決議1540と国際立法—大量破壊兵器テロの新しい脅威をめぐって—」『国際問題』第547号(2005年) 37-38頁。
- 23 江藤淳一「軍縮条約における『管轄又は管理』の用法」『東洋法学』第44巻1号(2000年) 126頁。
- 24 F. W. Schmidt, “Nuclear Export Controls: Closing Gaps”, *IAEA Bulletin*, Vol. 46, No. 2 (2005), pp. 32-33. 第3条2項は輸出管理の対象を原料物質, 特殊核分裂性物質, 特殊核分裂性物質のための設備もしくは資材と一般的に規定するのみであったので, 対象品目の明確化をはかるために原子力供給国が第3条2項の解釈を目的とする非公式の会合を設置することになった。この非公式の会合はザンガー委員会と呼ばれ, 輸出規制の対象となる品目をトリガー・リストとしてまとめるなどの活動を行っているが, 当該リストの対象品目は第3条2項の範囲内にとどまるため原子力専用品に限定されている。なおザンガー委員会に対し, NPTの枠外で活動しているNSGは原子力汎用品も含めて輸出管理品目の対象にしている。
- 25 萬歳寛之「大量破壊兵器の不拡散に関する国際的規制」『駿河台法学』第19巻2号(2006年) 28-32頁。拡大申告の対象については, 追加議定書第2条(a)(ix)と第2附属書にある特定設備・資材の輸出入情報を参照。 <http://www.iaea.org/Publications/Documents/Infocircs/1997/infocirc540corrected.pdf>.
- 26 浅田教授は「NPTには私人による核開発を防止する(またはその防止に寄与する)メカニズムがほとんど見当たらず, 条約の国内実施に関する特段の規定も置かれていない」と述べている。浅田「前掲論文」(注22) 38頁。
- 27 INFCIRC/254/Rev.8/Part1, p. 3, paras. 10, 12 and INFCIRC/254/Rev.7/Part2, paras. 1-2, 4, 20 March 2006.
- 28 牧野守邦「核兵器関連の輸出管理レジーム」浅田編『前掲書』(注5) 37-39頁。
- 29 村山「前掲論文」(注5) 14頁。
- 30 BWCの改正議定書の交渉では, 輸出管理について, 途上国からは生物科学へのアクセスを妨げるものであるとされ, また先進国からは現行の輸出管理基準を下げることに抵抗が示されるなど, AGの活動の取扱いを含めて, 見解がまとまらない状況に

ある。J. Goldblat, *Arms Control : The New Guide to Negotiations and Agreements* (Fully Revised and Updated Second Edition, 2002), pp. 139, 142-143.

- 31 OPCW による査察には、化学兵器の廃棄の監視に関わる「廃棄検証」、化学兵器の製造が可能な化学産業の申告にもとづく監視といった「産業検証」、そして締約国が他の締約国による条約違反の疑いを申し立てた場合に行う査察（申立査察）の3種類がある。このように、制度上は完全な規定振りやシステムを有している CWC や OPCW も、財政的制約等により、実際の運用面では履行確保措置の不完全な実施しかできていないといわれている。詳細については、萬歳「前掲論文」（注25）45-46頁。
- 32 詳細については、浅田正彦「化学兵器禁止条約の基本構造・下」『法律時報』第68巻2号（1996年）59-60頁。
- 33 浅田正彦「生物・化学兵器関連の輸出管理レジーム」浅田編『前掲書』（注5）67-68頁。
- 34 同上，68頁。
- 35 村山「前掲論文」（注5）13-15頁。
- 36 *Report of the Committee Established Pursuant to Resolution 1540 (2004)*, S/2006/257, p. 5, para. 1.
- 37 *Ibid.*, p. 5, para. 2.
- 38 1540委員会当初2年間の活動期間を予定しており，2006年4月に決議1540の実施状況に関する報告書（注36に掲げたもの）を安保理に提出した。報告書の提出後，安保理決議1673（2006年）によって，1540委員会の活動期間が更に2年間延長され，2008年4月までに再度報告書を提出すべきものとされた。1540委員会の活動については，<http://www.un.org/sc/1540/index.shtml>。
- 39 *Report of the Committee Established Pursuant to Resolution 1540 (2004)*, *supra* note 36, p. 29, para. 136 (e).
- 40 この数字は2008年12月現在のものである。各加盟国の報告書の提出については，<http://www.un.org/sc/1540/nationalreports.shtml>。
- 41 United Arab Emirates, 9 December 2004, S/AC.44/2004/(02)/89, pp. 1-3.
- 42 Malaysia, 4 November 2004, S/AC.44/2004/(02)/35, pp. 8-9.
- 43 意図的に国際義務を履行しない国家への対応を「対決型」とし，義務履行の真摯な意思があるにもかかわらず資金・技術面で履行できない国家への対応を「履行促進型」と分類して，それぞれの義務履行確保措置の実効性を検討すべことを指摘するものとして，中谷和弘「国際機構による国際法上の義務履行確保のメカニズム－湾岸危機における国連安保理諸決議の履行確保を主たる素材として－」国際法学会編『国際機構と国際協力（日本と国際法の100年第8巻）』（2001年，三省堂）105-106頁。
- 44 国際法の実効性と国際法上の「確保する義務」との関係を取り扱っている注目すべき文献として，兼原敦子「国際義務の履行を『確保する』義務による国際規律の実現」『立教法学』第70号（2006年）237，244-245頁。

- 45 S. Jones, "Resolution 1540: Universalizing Export Control Standards?", *Arms Control Today* (2006), cited from http://www.armscontrol.org/act/2006_05/1540.asp.
- 46 産業構造審議会貿易経済協力分科会安全保障貿易管理小委員会制度改正ワーキンググループ『中間とりまとめ』(2007年) 12-13頁。なお、『中間とりまとめ』で継続的検討の対象となったものを中心に『最終とりまとめ』が2008年3月に提出された。
<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/index.html>.
- 47 鈴木・田所・城山・青木・久住「前掲論文」(注5) 2, 27頁。
- 48 Crail, *supra* note 7, p. 361.
- 49 ここでクレイルのいう「通過」とは、決議1540第3項(d)でいう「通過」、たとえば沿岸国に寄港せず領海を通航するだけという狭い意味ではなく、貨物の積卸や積換を伴う寄港などを含む広い意味で用いられている。なお、決議1540第3項(d)は狭義の「通過」にまで法的義務を課すものではないとする見解もある。
- 50 Crail, *supra* note 7, pp. 361-365. この点についてクレイルは、日本のように開発能力や輸送地点の観点から「主たる原因国」と「通過国」双方の側面を有している国もある反面、アラブ首長国連邦のように「通過国」の側面しか有していない国もある、としている。
- 51 古谷修一「国際法上の個人責任の拡大とその意義—国家責任法との関係を中心として—」『世界法年報』第21号(2002年) 82頁。
- 52 Goldblat, *supra* note 30, pp. 340-345.
- 53 V. Gowlland-Debbas, "Security Council Enforcement Action and Issues of State Responsibility", *I. C. L. Q.*, Vol. 43, Part 1 (1994), pp. 84-87.
- 54 青木節子「WMD 関連物資・技術の移転と国際法」『国際問題』第567号(2007年) 19頁。
- 55 国内法の不制定の違法性については, *Report of International Law Commission on the Work of its Fifty-Third Session (23 April-1 June and 2 July-10 August 2001)*, G. A. O. R., Fifty-Sixth Session, Supplement No. 10 (A/56/10), p. 73, para. 9. また, 中止の一般的な論点については, *Ibid.*, pp. 218-219, paras. 7-8.
- 56 *Report of the Committee Established Pursuant to Resolution 1540 (2004)*, *supra* note 36, p. 14, para. 54, p. 18, para. 80, p. 21, para. 97.
- 57 国家責任条文草案第42条(b)(ii)では, 軍縮条約上の義務は「一体的義務」(integral obligation) と性格規定され, 一国の義務違反によって, 締約国の「権利の享有と義務の履行に根本的な影響を及ぼす」場合には, 違反国以外のすべての締約国が被害国とみなされ違反国に対する責任追及権が認められるとしている。ここで追及できる責任の内容について, 国際法委員会は基本的に中止や原状回復であるとしている。
Report of International Law Commission on the Work of its Fifty-Third Session, *supra* note 55, pp. 300-301, paras. 13-15.

- 58 Goldblat, *supra* note 30, pp. 340-345.
- 59 この点に関し、条約法条約第60条2項(c)と当該条文の趣旨に関する国際法委員会草案第57条2項(c)のコメンタリーを参照。 *Yearbook of International Law Commission*, 1966, Vol. II, p. 255, para. 8. 小川芳彦「国際法委員会条約法草案のコメンタリー(4)」『法と政治 (関西学院大学)』第20巻1号 (1969年) 198頁。
- 60 Crail, *supra* note 7, p. 360.
- 61 *Report of the Committee Established Pursuant to Resolution 1540 (2004)*, *supra* note 36, p. 28, para. 133.
- 62 *Ibid.*, p. 41, Annex IX, States reporting on national legal framework and enforcement measures under paragraph 3 (c) and (d), Border and Export Controls.
- 63 E. C. Luck, *UN Security Council : Practice and Promise* (2006), pp. 3-4.
- 64 中谷和弘「国際法治主義の地平—現代国際関係における国家責任法理の『適用』—」『岩波講座・現代の法2・国際社会と法』(岩波書店, 1997年) 135頁。
- 65 安保理の立法権限の問題点を扱ったものとして、浅田「前掲論文」(注22) 53-57頁, 坂本一也「国連安全保障理事会による国際法の『立法』」『世界法年報』第25号 (2006年) 136-162頁。
- 66 安保理決議1540の起草経緯の詳細については、M. Datan, “Security Council Resolution 1540 : WMD and Non-State Trafficking”, *Disarmament Diplomacy*, No. 79 (2005).
- 67 Luck, *supra* note 63, p. 104.
- 68 たとえば、浅田「前掲論文」(注22) 54-55頁。
- 69 *Report of the Committee Established Pursuant to Resolution 1540 (2004)*, *supra* note 36, p. 7, para. 15.
- 70 *Ibid.*, p. 28, para. 131.
- 71 森田章夫『国際コントロールの理論と実行』(東京大学出版会, 2000年) 4-5頁。
- 72 履行意思の欠如している国家に対しては「穏健的で非強制的な執行」(soft or non-coercive enforcement) を発展させていく努力と、履行能力の欠如している国家に対しては能力の構築や最良の実行の習得過程 (best-practices-based learning process) の重要性を指摘するものとして、Luck, *supra* note 63, pp. 109-110.
- 73 安保理の立法的な決議の合法性判断基準について、決議1373にもとづくテロ対策委員会に関する検討を踏まえ、1540委員会にも同様の条件があてはまるとの指摘を行うものとして、佐藤哲夫『国際組織法』(有斐閣, 2005年) 347-349頁。
- 74 *Report of the Committee Established Pursuant to Resolution 1540 (2004)*, *supra* note 36, p. 2.